

長崎市における新型コロナウイルス感染症対策について(小・中・高等学校関係、乳幼児関係)

1 小・中・高等学校関係

(1) 市立小・中学校及び高等学校の対応について

1 休校する期間

令和2年3月4日(水)～3月24日(火)

※今後の状況次第では期間を変更することもある。

2 臨時登校日(卒業式・修了式等)

卒業式や修了式等は、臨時登校日として実施する。

(1) 卒業式(小学校:3月18日(水)、中学校:3月17日(火))

- ・ 時間短縮を図る。
- ・ 来賓は、状況により各学校で判断する。(市長出席(代理含む)はしない。)
- ・ 児童生徒が多い学校については、保護者の一部及び在校生の出席を見合わせる等の対応を行う。

(2) 修了式(小・中学校、長崎商業高等学校:3月24日(火))

- ・ 時間短縮を図る。

(3) 高校入試に係る事前登校日(3月9日(月))

- ・ 全体指導を避けるとともに、短時間で終わるように工夫して実施する。

3 特段の配慮を必要とする児童生徒への対応

- 休校期間中は自宅で過ごすことを原則とするが、特段の配慮を必要とする児童生徒には、次のような対応を行う。
 - ・ 小学校1年生から3年生までの児童や障害のある児童生徒は、一人で家庭にいることが難しいことから、見守る人がいない場合は学校で受け入れる。(授業は行わず自主学習とし、給食の提供はない。)

【参考】受け入れの実績

月日		小学校(69校)			中学校(40校)
		1～3年	障害	合計	障害
3月4日	校数	20校	7校	24校	1校
	人数	66人	14人	80人	2人
3月5日	校数	26校	6校	28校	1校
	人数	88人	7人	95人	2人

※小学校の校数は、重複があることから合計数と一致しない。

- ・ 放課後児童クラブを利用している児童については、放課後児童クラブの利用を可能とする。
- ・ 放課後等デイサービス事業所を利用している障害のある児童生徒については、放課後等デイサービス事業所の利用を可能とする。

4 児童生徒の外出や家庭学習

- 休校期間中は、土・日曜日、祝日を含め、不要不急の外出を控えるよう、保護者をお願いしている。
- 家庭学習が効果的に行えるように、各学校が学習課題を準備し配布している。
- 教育委員会のホームページに学年別の学習問題やプリント類を掲載している。

5 児童生徒の健康観察

- 「健康観察・生活リズムチェック表」に毎日記録するよう保護者をお願いしている。
- 次の症状が発生した場合は、学校へ連絡することとしている。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合
(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
 - ・ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

6 部活動

- 休校期間中は、部活動は停止する。
- 地域のスポーツ・文化活動への参加も自粛するよう要請している。

7 学校給食

- 休校期間中は、学校給食を中止する。
- 学校給食費については、中止した回数分を減額する。

8 その他

- 適宜職員による家庭訪問・巡回指導・電話相談を行っている。
- 気になる児童生徒については、定期的な電話連絡や家庭訪問を行っている。

1 小・中・高等学校関係 (2) 放課後児童クラブについて

1 放課後児童クラブの開所状況

保護者の仕事などの都合により自宅で過ごすことが困難な児童の受入れのために開所を要請し、朝から開所している。

- (1) 開所期間：令和2年3月4日（水）から3月24日（火）まで
（市立小学校の臨時休校期間に準じている。）
- (2) 開所時間：夏休み等の長期休暇期間と同様の開所時間
- (3) 開所数：97クラブ（全ての放課後児童クラブが開所）

2 施設への周知

放課後児童クラブに対しては、児童の受け入れの際、うがい、手洗い、咳エチケット、可能な場合はアルコール消毒について徹底を依頼している。

3 利用者への周知

今回の小学校の臨時休校期間については、児童への感染リスクを抑えるという趣旨であるため、可能な場合は自宅で過ごしていただくよう協力をお願いしている。

そのうえで、放課後児童クラブを利用する場合として、通所前には、必ず自宅で検温を行い熱の有無等の状況を確認のうえ、利用すること、37.5度以上の熱や、呼吸器系に症状がある場合はもちろんのこと、少しでも体調面に不安がある場合も、通所を控えていただくことなどの注意点を周知している。

4 放課後児童クラブの開所に係る学校との連携

- (1) 放課後児童クラブ施設の密集性を回避し感染を防止するため、一定のスペース確保が必要なことから、小学校の教室や図書室、体育館等を利用できることとした。
- (2) 放課後児童クラブの開所にあたり、職員の人的体制が整わない場合は、学校の教職員が学校業務に支障をきたさない範囲で対応できることとした。

5 放課後児童クラブの保護者の利用料負担について

今回の放課後児童クラブの朝からの開所は、国からの要請に基づいており、この対応に伴う保護者負担は求めないこととされているため、通常の利用料以外の追加利用料は徴収しない。

また、朝からの開所に伴う、放課後児童クラブの運営事業者向けの補助金が、国において新たに設けられた。

2 乳幼児関係

(1) 子どもと保護者への対応について

1 学校の臨時休校に関連しての保育所等の対応状況

(1) 保育所、認定こども園、幼稚園等

ア 保育所等の開所状況

保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、通常どおり開所（園）している（全148施設のうち、144施設が開所（園））。

※ 開所（園）施設

保育所：84施設、認定こども園：44施設、幼稚園：15施設、
小規模保育施設：1施設 計 144施設

※ 休園施設

幼稚園：4施設（国立長崎大学教育学部附属幼稚園ほか
私立幼稚園3施設）（3月19日現在）

イ 施設及び保護者への周知及び対応依頼

施設に対しては、2月28日付で引き続きの開所要請を行うとともに、国からの新型コロナウイルス感染症対応に関する通知やQ & Aを送付。現在も随時情報提供を行っている。

保護者に対しては、施設を通じて、家庭で子どもと一緒に過ごすことができる場合については、家庭で過ごしていただくよう協力依頼を行うとともに、登園前に、自宅で子ども及び保護者の体温を計測し、発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）の症状があった場合には、登園を控えるよう協力依頼を行っている。

ウ 保育所等における感染拡大防止対策

- (ア) 咳エチケット（マスクの着用など）、頻繁な手洗いの励行、手指消毒薬の設置、こまめな換気
- (イ) 物品の受け渡し等は、玄関など施設の限られた場所で行うこととし、事業者が発熱等の症状があった場合は、施設内への立ち入りを断る。
- (ウ) 遠足等のイベントの開催は、原則中止する。ただし卒園式については、現時点では、式典全体の時間短縮（在園児及び来賓者の参加取りやめ、祝辞の割愛等）を図り、実施することとしている。

2 乳幼児と保護者への対応状況

(1) 子育て支援センター（全 11 施設）

育児に悩む保護者の居場所として、感染の予防に充分留意し、開設している。（イベントや講座等については、自粛する。）

ア 週 6 日型（8 施設）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (ア) 西浦上地区「ぴよぴよ」 | (オ) 三和地区「ぴっぴ」 |
| (イ) 梅香崎地区「ひなたぼっこ」 | (カ) 東長崎地区「きずな」 |
| (ウ) 橘地区「風の子らんど」 | (キ) 土井首地区「みなみ」 |
| (エ) 緑が丘地区「ピクニック」 | (ク) 上長崎地区「もりのクレヨン」 |

イ 週 3 日型（3 施設）

- (ア) 外海地区「つばめサークル」
- (イ) 琴海地区「ひまわり広場」
- (ウ) チャレンジド「にじのくに」（発達障害支援特化型）

(2) 乳児家庭全戸訪問について

生後 2 ～ 4 か月までの乳児がいる家庭を地域の民生委員・児童委員に訪問いただいているが、接触による感染リスクを避けるため、3 月の訪問は見合わせる。なお、対象家庭は 4 月以降に対応する。

(3) 乳幼児・妊産婦の健康診査について

国の通知に基づき、医療機関等と相談のうえ、感染予防対策を徹底することで実施する。

なお、月齢の間に乳幼児健診を受診できなかった場合には、別の機会に健診を受ける機会を設けることとする。

ア 乳幼児健康診査

- (ア) 集団健診：4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児
各健診会場にて実施（中央・東・南・北総合事務所）
- (イ) 個別健診：7 か月児、10 か月児
各医療機関にて実施

イ 妊産婦健診

- (ア) 個別健診：妊婦、産婦
各医療機関にて実施